

運輸委員會議錄第十八号 昭和二十四年五月十三日

- 四六 能野線拂下反対の請願(田中
堯平君外一名紹介)(第五四八号)
四七 阪和線拂下反対の請願(田中
堯平君外一名紹介)(第五四九号)
四八 千年村を機軸暫補油地に指定
の請願(田中堯平君外二名紹介)
(第五九一号)
四九 奥能登線拂下反対の請願(南
好雄君紹介)(第六〇六号)
五〇 常磐線電化促進に関する請願
(原彪君紹介)(第六〇七号)
五一 彌彦線拂下の請願(田中角榮
君紹介)(第六〇八号)
五二 大野線拂下反対の請願(坪川
信三君外三名紹介)(第六三〇号)
五三 天龍線拂下反対の請願(足立
篤郎君紹介)(第六三三号)
五四 美幌、斜里間國營自動車運輸
開始の請願(林好次君紹介)(第六
三四号)
五五 光線拂下反対の請願(高橋定
一君紹介)(第六三五号)
五六 買収鉄道拂下に関する請願
(岡村利右衛門君紹介)(第六三六
号)
五七 伊東線の直通列車増発並びに
電車化に関する請願(畠山鶴吉君
紹介)(第六四三号)
五八 港湾運送業独占反対に関する
請願(伊藤郷一君紹介)(第六九〇
号)
五九 阪知線拂下に関する請願(今
村長太郎君外一名紹介)(第六九一
号)
六〇 吾妻線拂下反対の請願(井出
一太郎君紹介)(第六九二号)
六一 宮下、只見間國營自動車拂下
反対の請願(大和田義榮君外三名
紹介)(第六九三号)
六二 阪和線拂下反対の請願(田中
織之進君紹介)(第六九七号)
六三 川口より江刈、小川を経て小
本に至る間に鉄道敷設の請願(山
本猛夫君紹介)(第六九九号)
六四 諏訪線を軽井澤まで延長の請
願(黒澤富次郎君外一名紹介)(第
七〇〇号)
六五 日本藝術院会員に長期鉄道乗
車証交付の請願(星島二郎君外一
名紹介)(第七〇三号)
六六 御濱離宮に國際觀光ホテル建
設の請願(大野伴睦君紹介)(第七
〇六号)
六七 市営バスの優先的許可に関す
る請願(大野伴睦君外二名紹介)
(第七一三号)
六八 岩村田自動車区存置の請願
(黒澤富次郎君外一名紹介)(第七
三二号)
六九 運輸省の枕木購入方法に関す
る請願(林好次君紹介)(第七三二
号)
七〇 秋吉線拂下反対の請願(吉武
恵市君紹介)(第七三四号)
七一 五日市線拂下に関する請願
(福田篤泰君外一名紹介)(第七三
六号)
七二 岐阜、名古屋間鉄道電化の請
願(大野伴睦君外二名紹介)(第七
五六号)
七三 阪和線拂下反対の請願(田中
堯平君外一名紹介)(第七五七号)
七四 仙山線電化の請願(庄司一郎
君外二名紹介)(第七五八号)
七五 吾妻線拂下反対の請願(塚田
十一郎君紹介)(第七八四号)
七六 南武線拂下の請願(白井佐吉
君外一名紹介)(第七九八号)
七七 京鶴線拂下反対の請願(岡田
春夫君紹介)(第七九九号)
七八 大黒島燈台に霧笛信号設置の
請願(伊藤郷一君紹介)(第八〇六
号)
七九 相生、西大寺両駅間に鉄道敷
設促進の請願(大上司君紹介)(第
八一三号)
八〇 平生港改修の請願(青柳一郎
君紹介)(第八一四号)
八一 長島信号所を一般駅に昇格の
請願(宜四郎君紹介)(第八二七号)
八二 機帆船海運政策に関する請願
(岡村利右衛門君外一名紹介)(第
八四三三号)
八三 布施市に城東貨物線の一一般駅
設置等に関する請願(松永佛骨君
紹介)(第八四四号)
八四 米良線拂下反対の請願(川野
芳満君外四名紹介)(第八四五号)
八五 南豫線拂下反対の請願(高橋
英吉君外一名紹介)(第八五一号)
八六 釧路市を觀光都市に指定の請
願(伊藤郷一君紹介)(第八六六号)
八七 根室本線狩勝峠勾配切下に関
する請願(林好次君紹介)(第八七
四号)
八八 奥三河開発のため鉄道敷設に
関する請願(三宅則義君紹介)(第
八七九号)
八九 三陸沿岸縦貫鉄道敷設の請願
(高橋清治郎君外三名紹介)(第八
八五号)
九〇 大糸線全通促進の請願(塚田
十一郎君紹介)(第八八六号)
九一 北海道の國營自動車拂下反対
の請願(伊藤郷一君紹介)(第八八
七号)
九二 國營自動車拂下反対の請願
(赤松勇君紹介)(第八八八号)
九三 長濱、茂根間ガソリンカー復
活並びに田村駅昇格の請願(河原
伊三郎君紹介)(第八八九号)
九四 濱松、米原間電化の請願(赤
松勇君紹介)(第八九〇号)
九五 前谷地、氣仙沼間鉄道敷設促
進の請願(角田幸吉君外二名紹介)
(第八九一号)
九六 芦邊浦字瀧の上に燈台設置の
請願(西村久之君紹介)(條八九二
号)
九七 南豫線拂下反対の請願(關谷
勝利君紹介)(第九二九号)
九八 南武線並びに鶴見線拂下反対
の請願(田中堯平君外一名紹介)
(第九三〇号)
九九 西塩竈、北塩竈及び新松島駅
の業務開始に関する請願(安部俊
吾君紹介)(第九三一号)
一〇〇 鶴岡、大泉間國營トラック
拂下反対並びにバス運輸開始の請
願(志田義信君紹介)(第九三二号)
一〇一 高知縣の海上輸送に燃料増
配の請願(長野長廣君紹介)(第九
三三三号)
一〇二 地方議會議員に対する鉄道
無賃乗車券交付の請願(吉田安君
紹介)(第九三四号)
一〇三 秋吉線拂下反対の請願(今
澄勇君外二名紹介)(第九七五号)
一〇四 仙石線拂下の請願(庄司一
郎君外一名紹介)(第九七六号)
一〇五 小野田港、小野田両駅間電
化の請願(周東英雄君紹介)(第九
七七号)
一〇六 小樽より俱知安を経て豊浦
に至る間に鉄道敷設の請願(苦米
地英俊君紹介)(第九七八号)
一〇七 新内、二股間鉄道敷設の請
願(高倉定助君紹介)(第九七九号)
一〇八 岩川、國分両駅間鉄道敷設
の請願(前田郁君紹介)(第九八二
号)
一〇九 鶴草線並びに錦城線拂下反
対の請願(堤ツルヨ君紹介)(第九
八五号)
一一〇 廣島鐵道局廣島工機部廣分
工場存置の請願(宮原幸三郎君紹
介)(第九八六号)
一一一 京鶴線拂下反対の請願(河
田賢治君紹介)(第九九一号)
一二二 伊萬里、唐津間鉄道敷設の
請願(中村文二君外一名紹介)(第
九九五号)
一二三 象潟自動車区拂下反対に関
する請願(村上清治君紹介)(第九
九八号)
一二四 見附駅に急行列車停車の請
願(宜四郎君紹介)(第一〇一六号)
一二五 名古屋、中津川間複線電化
の請願(丹羽彪吉君紹介)(第一〇
一七号)
一二六 信濃大町駅改築の請願(増
田甲子七君紹介)(第一〇一八号)
一二七 横似村より幌泉村を経て廣
尾に至る鉄道敷設の請願(篠田弘
作君外一名紹介)(第一〇一九号)
一二八 飯岡より勝間田、植月を經
て豊田又は大原に至る鉄道敷設の
請願(逢澤寛君紹介)(第一〇二〇
号)
一二九 土々呂港改修に関する請願

- (川野芳滿君外五名紹介) (第一一五〇号)
- 一二〇 福島港改修の請願 (小山長規君外五名紹介) (第一一〇六三三三)
- 一二一 阪和線拂下に関する請願外三件 (小西寅松君外一名紹介) (第一一〇六五五五)
- 一二二 港灣運送業の独占化反對に関する請願外三件 (伊藤郷一君紹介) (第一一〇六八八八)
- 一二三 廣尾港改修の請願 (高倉定助君外四名紹介) (第一一〇七八八)
- 一二四 堀江、宮島口間航路開設の請願 (大西弘君外七名紹介) (第一一〇八一)
- 一二五 川内港修築の請願 (苦米地義三君外一名紹介) (第一一〇八三三)
- 一二六 農業協同組合連合会に対する特定貸切貨物自動車運送業認可反對の請願 (福田一君紹介) (第一一〇八四四)
- 一二七 松崎駅に準急列車停車の請願 (門脇勝太郎君紹介) (第一一〇八五五)
- 一二八 秋田、上野間定期直通急行列車増発の請願 (上林與市郎君紹介) (第一一〇八六六)
- 一二九 奥津、櫻井間鉄道敷設の請願 (松本二郎君外二名紹介) (第一一〇八七七)
- 一三〇 油津港を重要港灣に編入促進の請願 (田中不破三君外五名紹介) (第一一一〇九)
- 一三一 寶積寺、市場兩駅間に鉄道敷設の請願 (山口好二君紹介) (第一一一一三)
- 一三二 油津港に臨港鉄道敷設促進の請願 (田中不破三君外五名紹介) (第一一一一四)
- 一三三 内海線全通の請願 (田中不破三君外五名紹介) (第一一一一五)
- 一三四 室蘭港の國有上屋無償貸付に関する請願 (篠田弘作君紹介) (第一一一一八)
- 一三五 阪和線拂下に関する請願外五件 (木村公平君紹介) (第一一一四〇)
- 一三六 運輸省予算増額の請願 (橋直治君紹介) (第一一一四七)
- 一三七 紅葉山、金山兩駅間に鉄道敷設の請願 (佐々木秀世君紹介) (第一一一四九)
- 一三八 川之江、池田間鉄道敷設の請願 (眞鍋勝君外二名紹介) (第一一一五〇)
- 一三九 鉄道運賃値上反對の請願 (砂間一良君外二名紹介) (第一一一五一)
- 一四〇 狩勝トンネル改良工事施行の請願 (佐々木秀世君紹介) (第一一一五九)
- 一四一 学生の定期鉄道運賃据置に関する請願 (渡部義通君外三名紹介) (第一一一六四)
- 一四二 運輸省予算増額の請願 (渡部義通君外三名紹介) (第一一一六九)
- 一四三 國營自動車拂下反對の請願 (滿尾君亮君紹介) (第一一一七三)
- 一四四 岡多線拂下反對の請願 (小西英雄君紹介) (第一一一九〇)
- 一四五 龜草線及び錦城線拂下反對の請願 (田代文久君紹介) (第一一一九一)
- 一四六 菅谷駅に車扱貨物施設設置の請願 (大内一郎君紹介) (第一一九二)
- 一四七 運賃値上に関する公聴会開催の請願 (今野武雄君外三名紹介) (第一二〇〇)
- 一四八 飯野産業株式会社舞鶴造船所救済に関する請願 (前尾繁三郎君外一名紹介) (第一二〇九)
- 一四九 清水港を第一種重要港灣に編入の請願 (砂間一良君紹介) (第一二一八)
- 一五〇 品鶴線に旅客電車運轉開始の請願 (菊池義郎君紹介) (第一二一九)
- 一五一 八幡浜港修築工事継続の請願 (小西英雄君紹介) (第一二二〇)
- 一五二 八幡浜港に臨港鉄道敷設の請願 (小西英雄君紹介) (第一二二三)
- 一五三 九州、四國連絡國營航路開設の請願 (小西英雄君紹介) (第一二二三)
- 一五四 御殿場線電化の請願 (小金義昭君紹介) (第一二三三)
- 一五五 國營自動車拂下反對の請願 (田中啓一君紹介) (第一二三九)
- 一五六 予讃線と内子線との接続駅変更の請願 (高橋英吉君外八名紹介) (第一二四六)
- 一五七 浦瀬線全通の請願 (林好次君紹介) (第一二四七)
- 一五八 西之表港施設拡充の請願 (岩川與助君紹介) (第一二七一)
- 一五九 鹿兒島臨港鉄道敷設に関する請願 (岩川與助君紹介) (第一二七二)
- 一六〇 宮ノ浦、安房兩港の施設拡充の請願 (岩川與助君紹介) (第一二七三)
- 一六一 鹿兒島縣下の離島航路に國庫補助増額の請願 (岩川與助君紹介) (第一二七四)
- 一六二 志布志港浚渫に関する請願 (岩川與助君紹介) (第一二七五)
- 一六三 二俣、佐久間間鉄道敷設促進の請願 (中村幸八君外二名紹介) (第一二七六)
- 一六四 草津、石山間に瀬田駅設置の請願 (河原伊三郎君紹介) (第一二七七)
- 一六五 門司鉄道局小倉工機部熊本分工場存置に関する請願 (坂本泰良君紹介) (第一二七八)
- 一六六 大高駅裏口に昇降口開設の請願 (川本末治君紹介) (第一二九九)
- 一六七 米良線拂下反對の請願 (佐藤重遠君外六名紹介) (第一三三〇)
- 一六八 座光寺駅を「元善光寺駅」に改称の請願 (今村忠助君紹介) (第一三三一)
- 一六九 南薩鉄道に省線旅客車乗入の請願 (岩川與助君紹介) (第一三三二)
- 一七〇 福浪線拂下反對の請願 (大内一郎君紹介) (第一三三三)
- 一七一 國營自動車拂下反對の請願 (小川原政信君紹介) (第一三三四)
- 一七二 陸羽東線及び西線列車運轉復活の請願 (志田義信君紹介) (第一三三五)
- 一七三 阪和線拂下に関する請願 (小西寅松君外一名紹介) (第一三三六)
- 一七四 指宿線列車増発の請願 (上林山榮吉君紹介) (第一三三八)
- 一七五 國營自動車拂下反對の請願 (中村幸八君紹介) (第一三三九)
- 一七六 直方、福岡間國營自動車拂下反對の請願 (田代文久君紹介) (第一三六〇)
- 一七七 長野原、草津間國營自動車拂下反對の請願 (岩川與助君紹介) (第一三六一)
- 一七八 靜都國營自動車区拂下反對の請願 (小川原政信君紹介) (第一三六二)
- 一七九 興津岬に燈台設置の請願 (田嶋好文君外二名紹介) (第一三六三)
- 一八〇 志佐より上志佐を経て吉井に至る間に鉄道敷設の請願 (西村久之君外一名紹介) (第一三六四)
- 一八一 阪和線拂下に関する請願 (小西寅松君外一名紹介) (第一三六五)
- 一八二 同平島一君外一名紹介 (第一三六六)
- 一八三 佐川駅より大崎村川口を経て池川町用居に至る間に國營自動車運轉開始の請願 (長野長廣君紹介) (第一三六七)
- 一八四 甲浦港口の暗礁除去工事施行の請願 (長野長廣君紹介) (第一三七八)
- 一八五 舞鶴海洋氣象台存置の請願 (大石ヨシエ君紹介) (第一三九六)
- 一八六 大同製鋼の賣掛金処置に関する

二〇〇 紀南線拂下反對の請願外一件(前田正男君紹介)(第一四六八号)

対の請願（春日正一君外三名紹介）
（第二五五一号）

なれば、次に移ります。

○岡村委員長代理 日程第二、台ヶ鼻に國營燈台設置の請願、渡邊良夫君紹介、第三四四号を議題といたします。

りますが、第一に現在海陸運賃が非常にアンバランスな状態にありますので、これを調整せしめて、そうして、

公正なる競争を行うようをお願いしたいことが第一、第二は重要物資輸送に必要な中央機帆船用の燃料が、現在五月から半減されておるようなことでありまして、かくのごときことである限りは、運賃のアンバランス及び燃料不足によりまして、機帆船が壊滅状態に陥りますので、これを救済すべく運賃の調整並びに燃料の増配をお願いしたいというのがこの請願の要旨であります。政府当局の御意見を伺いたいと存じます。と同時に委員各位の御賛成を得たいと存じます。

○秋山政府委員 請願の御趣旨はまことにごもつともございまして、政府当局としては、常にこの方向に対して努力を怠らなかつたところでございまして、事態はますます緊急性を加えておりますので、今後とも一層努力をいたしまして、請願の御趣旨達成に努めたいと思ひます。

○岡村委員代理 質疑はありませんか。――質疑がないようでありますから、次に移ります。

○岡村委員代理 次は日程第七八、大黒島燈台に霧笛信号設置の請願、伊藤郷一君紹介、文書表番号第八〇六号を議題といたします。紹介議員にかわつて関谷君から説明していただきます。

○関谷委員 厚岸港は、本道における屈指の天恵の良港として、前面澎湃たる無限の漁場太平洋を控へ、従つて千島を失陥した今日、唯一の漁商港並びに避難港として、当港を根拠地とする沖合い漁業の進歩は著しき発展を遂げ、さけ、ます、まぐろ、いわし、等の夜間漁業の勃興に伴ひ、夜間

の航行いよ／＼頻繁を加へるに至りました。ことに北方鎖輪の極要たる位置を占むる本港の、港口を扼する大黒島の対岸尻羽岬東端の暗礁は、蜿蜒二マイル余にわたたり、かつまた春夏秋多、風雨雪等に際せんか、ほとんど航路を閉鎖し、全然船舶の自由を失われしめ、座礁、衝突等の悲運の災厄を惹起すること少からず、ちなみに昭和十三年六月以降、昭和二十三年八月までの十年間における大黒島沖合い出漁漁船及び汽船の遭難件数は、別紙調査の通り三十件に及び、毎年平均二件ないし三件の多きを数える実情であり、本年に入つてすでに四件を数える。これひとり本町漁業者の不幸にとどまらず、一般海運界の一大脅威であり、ひいては國家の一大損失であり、まことに遺憾とするところにして、実に霧笛信号を併置するは刻下の焦眉の急務であります。何ぞ大黒島燈台に霧笛信号を設置せられんことをお願いいたします。当局の説明並びに委員各位の御賛同をお願いいたします。

○市川説明員 御請願の御趣旨もつともでございますが、ただいまのところ財政状態などから勘案いたしましたして、ただちに着手する予定はございせんが、でき得る限り早期に実現したいと考えております。

○岡村委員代理 質疑はございせんか。――ないようでありますから、次に移ります。

○岡村委員代理 日程第九、油津港の修築及び重要港灣に編入促進の請願、田中不破三君外五名紹介、文書表番号第三〇一号を議題といたします。紹介議員にかわつて、関谷君から説明

していただきます。

○関谷委員 本請願の要旨は、宮崎縣南那珂郡油津港は、昭和二十二年以來修築工事を施行中であるが、資材その他の関係で施工上十分なところがあり、またこれが完成のあかつきには、縣南地方の産業開発の拠点として、その重要性はいよ／＼増大されるものと信ずるから、すみやかに該港の完全な修築と重要港灣に編入を要望するといふのであります。当局の御説明並びに委員各位の御賛同を得たいと存じます。

○天笠説明員 油津港は宮崎縣南部における林産物、水産物等、天然資源開発のため重要な港灣である。本港がその機能を最大に發揮するためには、防波堤を延長し港内の静穏をはかり、また大型船舶用公共岸壁の築造、道路の補修及び鉄道の延長等の整備をはからねばならぬのであります。このため本港の五箇年計画を立て、昭和二十四年度においては防災工事として防波堤高上げ、維持工事として、防舷材補修及び浚渫を實施するようにいたしております。重要港灣編入につきましては、近く港灣法が制定される見込みでありますので、その機会に別途の観点から、全港灣を再検討することとなりますので、その際あらためて研究したいと考えています。

○岡村委員代理 質疑はございせんか。――ないようでありますから次に移ります。

○岡村委員代理 日程第二二、二見港を重要港灣に編入並びに修築の請願、渡邊良夫君紹介、文書表番号第三四六号を議題といたします。

○関谷委員 本請願の要旨は、新潟縣佐渡郡二見港は天恵の良港であり、給水地としても絶好の立地条件を有しており、逐年取扱貨物が増加しているが、施設に欠くところがあるので、その機能を十分に發揮することができない。ついでに該港を重要港灣に編入されるとともに防波堤を築設されたいといふのであります。当局の御説明並びに委員各位の御賛同を得たいと存じます。

○天笠説明員 二見港を重要港灣に編入せられたいという請願でございますが、これは指定港灣に編入しろという御趣旨のように思われます。この指定港灣の選定につきましては、なお調査をしておりますので、慎重に調査の上決定するようにいたしたいというふうな考えです。また二見港の港灣修築につきましましては、指定港灣編入後に具体的な計画を立てまして、財政の許す範囲において実現するように善処したい、こういうふうな考えております。

○岡村委員代理 それでは次は日程第四八、千年村を機帆船補油地に指定の請願、田中堯平君外一名紹介、文書表第五九一号を議題といたします。紹介議員田中堯平君の説明を求めます。

○田中(堯)委員 請願の趣旨は、石炭輸送に對し機帆船に絶対必要である燃料油の補油問題をございまして、戦時中より石炭積地に全量補油制が実施せられ、今日に至つておりますが、機帆船運航業者としては、石炭積地補油制はあらゆる面において、不便、不自由であるにかかわらず、今日までがまを以て運航に當つております。その一例を示しますと、石炭積込みと同時に、出帆の準備にとりかかり、第一に天候を見定め、第

二に潮流の關係と自船の速力を計算し、海峡を乗り切ることを考へるのでございまして、燃料補油地の關係上、その計画が全然立たない、補油後右の計画を立てねばならぬので、補油地において順調に補油できたとしても、一日はむだができ、天候の都合では一週間それ以上の日時をむだにすることが多々あり、補油地を瀬戸内地区にて補油できるとすれば、補油時間は一時間も要しないことになり、また天候の影響もなく、航海も能率的であり、安心して航海ができ得るのでございまして、また石炭積地全量補油制のため、燃料油船内受入れ設備の困難とともに船員の苦勞一方ならぬものがあるものでございまして、右は一例でございまして、積地補油制につき種々不便と不自由、困難がございまして、われ／＼機帆船運航業者の実情を御理解くださいますして、瀬戸内地区にて補油でき得るよう、御処置くださるよう、切にお願いする次第であります。

以上が請願の趣旨であります。何とぞ政府の御答弁をいただき、委員諸氏の御賛成をお願いしたいと思ひます。

○秋山政府委員 ただいまの請願の御趣旨は、石炭輸送の船が大体全部積地補油をいたしておりますのを、他の航路途中におきまして、随所に補給できるように、特に千年村は非常に適当な地であるから、まずこの辺で補油のできるようになしたいというところであろうと存する次第であります。石油の補油につきましては、実は切符の発行と現物の配給とをうまく合せなければならぬような關係になつております。

ので、切符の発行元であります積地で補油をするということが、現物の配給上最も便宜であるというのと、もう一つ石炭につきましては、片荷輸送をもつば強制いたしております。つまり石炭輸送の確保のために片荷輸送を強化いたしまして、揚地であつた船舶は、ただちに積地に回船をするという方法をとつております。両方の理由から積地補油をやつておるのであります。しかしながら石油の配給統制に關する機構も変更されることになつておりますので、それらの事情ともならみ合せまして、もし発券と現物補油との關係が一致できるような方法がございしますれば、陳情の御趣旨に沿うようにしたいと思つてあります。目下この關係につきましては、研究中でございますので、その御趣旨をできるだけくみまして、善処いたしたいと存じております。

○田中(義)委員 石炭積地で切符を出すというところは、なるほど石炭を積むといつて、実はいろいろ別のものを積んだりするおそれがあるもので、石炭と発券とをチェクするといふ制度になつておるのだと思つて、本件のお願ひでは、当券はもちろん石炭積地でなされてけつておられます。ただその切符さへ持つておれば、便利な所で、石油をもちろんがでるようになつてもらいたいといふのであります。ひとつ千年村区域で石油の配給の設備もあるようですから、そこで石油の配給を受けることが出来るようにしていただきたいといふことであつて、それはどうぞかといふことではないように思つてあります。ひとつできる限りの御配

慮をお願いしたいと思つてあります。

○岡村委員長代理 それでは一時請願の方は、この程度でやめることにいたします。

○岡村委員長代理 次に航路標識法案を議題とし、その審査を進めます。質疑があれば、発言を許します。

○關谷委員 この表によりますと、全國に燈台や坐標が九百三十四ほどあるといふことになつておるのであります。このうちで戦災にあつて破壊せられたものがどのくらいあるのか。また破壊せられたものの復旧状況、そうして將來の復旧計画に要する経費がどのくらいあるのか。御説明願ひたいと思ひます。

○市川説明員 戦争で災害を受けましたものは、從來から海上保安廳が所管してあります。そのうち、合計いたしまして百三十三ございます。それから海上保安廳以外のものが管理してありますものは、百九十が戦争でその機能を失つたのでございます。今日まで海上保安廳の手によりまして復旧いたしまして、合計いたしまして百七十一ございます。その他も本年度におきまして大部分復旧する予定でございまして、二十五年には約七つ残すだけでございます。しかしこれらのものも仮の燈火をつけまして、一應の復旧は全部できておるわけでございます。そのほか海上保安廳以外のものが持つておりました航路標識は、現在までに復旧したものが四十六基ございまして、その残りがたゞいまその機能を喪失しておりますが、これも大部分本年度から海上保安廳の手に移りまして、海上保安廳

の手におきまして、本年度中に復旧を終る予定になつております。それからこれに要する経費といふ御質問でございますが、本年度におきましては一億四千万の経費をもちまして燈台の復旧をやります。それから今申しました地方から本年海上保安廳に移つて参りましたものの復旧につきましては、約四千万円程度をかけまして、本年度の復旧をやるつもりでございます。來年度は約七つの航路標識でございまして、ちよつと今計算はいたしておりませんが、大体二、三千万円程度で全部の復旧を終れるのではないかと考えております。

○關谷委員 その燈台であります。燭光による區別がこの表に出ておりますが、あれは重要性において、一等、二等、三等といふような區別があるものであります。

○市川説明員 その等級は、必ずしも重要性につきまして、等級をつけているものではございません。これは國際的に統一されておまして、焦点距離によりまして一等、二等の區別がついております。たとえば一等の燈台と言いますのは、焦点距離が九百二十メートルであるとかいつたようになつておるのでございまして、いわば燈台の大きさといひます。レンズの大ききによつて、一等、二等という區別がついておるのであります。小さいもので、等級の低いものであつても、利用度においては一等とかかわらないといふものもあるものでございまして。

○田中(義)委員 從來の航路標識に關する規定が非常に古いものであることは私もよくわかつておりますが、さ

て今度の改正法の趣旨は、結局するところ海上保安廳の權限が非常に拡大をされて、從來相當自由によられておつた航路標識關係が、たいへん束縛を受けることになるのであります。そこで尋ねたいことは、從來のままであつて、いろいろの不都合、事故その他が起きたために、こういうふうな法案が出たのであらうと思つたので、その実例をなるべく詳しく御説明願ひたいと思つたのです。從來の通りであつてはどういう不都合が生ずる、どういふ事故が事實あつたといふことについて、御説明を願ひたい。

○市川説明員 ただいまの御質問でございますが、海上保安廳が原則的にやるといふことを、今回の法律によりまして確立していただくわけでございます。從來航路標識の事務は、政府がこれを行つたといふ航路標識條例によつておまして、政府が國家事務として、航路標識事務を行つておつたのでございします。ただ縣がこれを行つた場合は、運輸大臣の特別の許可がいるといふようになつておつたのでございします。今度もその点につきましては、趣旨はあまり違つてないのでございまして、プライベートのもので、たとえば漁業会等が御自身でおやりになるものにつきましては、この法案の第二條にありますが、その目的のみに關係し、一般航海船舶の安全にあまり關係のないものにつきましては、從來通り、漁業会その他のプライベートのものによつて、やつていただいでけつてあるといふ趣旨でございます。それから先ほど關谷委員の御質問のときに申しましたように、地方廳がおや

りになつておる航路標識につきましては、その戦災の復旧が地方財政の逼迫から非常に遅れておまして、この点が一般航海の安全を阻害しておる点がございします。本法によりまして、海上保安廳が原則としてこれをやる限度をつくりまして、できるだけこゝういふ一般の航海の安全に關係あるものについては、國費でこれを行つて、別段從來とは、根本的な立場がかわつていないのじやないかと考えるのでございします。

○關谷委員 要港地帯等の關係で、戦時中にはどうしても必要欠くべからざるものであつても、そこへは設置せなかつたといふふうなものがあつたので、それあたりは、聞くところによりますと、新設を許可しないといふふうなことになつておると聞くのであります。そういうふうなものも、その重要性を十分に認識せしめたならば、その筋の了解も得られるのではないかと思つたのであります。そういうふうなことをどの程度折衝されたことがあつたか。なおまた重要なもので、從來なかつた所に、そういう要港地帯等が廃止になつたために、設置を希望して來ておるものが全國でどのくらいあるのか。それをやり上げるのには、どのくらい経費が必要であるか、御説明願ひたい。

○市川説明員 ただいまの御質問で、從來要港地帯であつた所へ今回航路標識を建設することは、關係先の關係がありまして、できないのではないかとはいふような御趣旨に受取つたのでございします。さういふことはございませ

んで、私どもとしても、從來要案地帯であつたために、航路標識が完備されておらなかつた所へ、でき得る限り早くこれを建てたいというふうに考えておるのでございまして、これによりまして本年度におきまして、相当の数の燈台建設の予算を出したのでございまして。政府内部としまして一應のまとまりも得たのでございまして、けれども、公共事業費の大幅な減額によりまして、燈台を一つもつくることができません。明年におきましては、できる限りの努力をいたしまして、その実現をはかりたいと考えておるのでございまして。それから満足すべき状態に至りますためには、どのくらいのものを見てたらいいかというところでございまして、ただいま五箇年程度の計画で、大きなものを百六十ほど建て、それから小さいものは非常にたくさんものを建てて参りたいと考えておるのでございまして。これに要する金額につきましては、いろいろ考えられますが、大体におきまして一つの燈台を建てるのに四百万円から六百万円程度の経費があれば、できますので、それほど大きな金額にならずに、やつて行けるのではないかと、かように考えておるわけでございまして。

○岡村委員長代理 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○岡村委員長代理 速記を始めて。

○田中(義)委員 現行制度では非常に困るので、今度の改正案が出たのでしようが、たとえば、地方の漁業会といったような団体が、自治的にやつてい

る航路標識であつては、たいへんぐあいが悪いという、その辺の趣旨がどうもはつきりしないのです。最初お尋ねしたように、從來のやり方ではいろいろ不都合が生ずるとか、どういふ事故が生じたというところを二、三御説明くださると、非常にわかりがよいのであります。

では、極東海軍司令部から毎日何回かにわかれまして、放送しているわけでありまして。船はその燈火がついていることを告知の上で、航行することが一番安全でありまして、ついでにおつたものが、消えているのは、非常に危険を招くことになるわけでありまして。ところが、ただいまのところ、市町村等が御経費なさつております航路標識は、その燈台守をやつておられる方が、それほどの教養も受けておりませんし、そういう重要な性質についての御認識が足らぬ点もございまして、またこれたものを、早く直そうというおつもりは、たといございまして、地方財政等の関係もございまして、ただちにそれができないという点があるの

市川説明員 それではもう少し詳しく御説明申し上げます。

航路標識というものは、万國にその性質が通達されておまして、こまかいものでも全部ライト・リストに載つておるのであります。海図にも載つております。この航路標識は、たとえば何秒間にフラッシュが幾つあるか、何色であるとか、高さはどれだけの色とか、そういうふうな十人十色の性格を持つておるのでございまして。そして何百という燈台が全部一つにまとまりまして、全体の機能を果しているわけでありまして、こういう機能はその道の者でないとか、ややもすると軒視しがちでございまして。特にブイなど、暗礁の上にあるのが、少しでもずれておきますれば、かえつて船を暗礁の上

に誘導するやうなもので、危険きわまりないのであります。かような点から、そういう航路標識の性質、キャラクターを守つて行かなければならぬととも

に、もしそれに異変がございした場合、ただちに海上保安廳の方に通知をお願いしまして、これをただちに、万國の船舶にラジオ放送その他によつて知らせられているわけでございます。今日日本におきましては、國內はNHKを通じて、海上保安廳から通知をしておりますとともに、外國船舶に對しま

して、極東海軍司令部から毎日何回かにわかれまして、放送しているわけでありまして。船はその燈火がついていることを告知の上で、航行することが一番安全でありまして、ついでにおつたものが、消えているのは、非常に危険を招くことになるわけでありまして。ところが、ただいまのところ、市町村等が御経費なさつております航路標識は、その燈台守をやつておられる方が、それほどの教養も受けておりませんし、そういう重要な性質についての御認識が足らぬ点もございまして、またこれたものを、早く直そうというおつもりは、たといございまして、地方財政等の関係もございまして、ただちにそれができないという点があるの

でございまして。従いまして今回の法律におきましては、そういう所は、かゆいところへ手が届くようにというやうなわけで、國費をもつて、これを全部やつて行こうという趣旨でござい

す。從來は消えましても通知がなかつたり、先ほど申し上げましたデリケー

トなキャラクターについて、世界に表している通り守られておらなかつたり、修繕が行き届かなくて、消えたままになつておつたり、ブイの位置が変更になつておつたり、いろいろな報告がございましたので、これを全國的に國費でもつてやる。但しあまり一般の船舶に支障のないものはブライベットのものにまかすという方法をとつたのであります。

〔速記中止〕

○岡村委員長代理 速記を始めて。

○田中(義)委員 航路標識関係の予算

はどうなつておりますでしょうか。

○市川説明員 本年度の決定予算は、

運営費のオペレーションの費用としま

して人件費が約七千八百九十万円、物件費が一億一千三百万円程度、維持費が四千九百八十五万程度、災害復旧費が二億三千万程度、それに掃海を

ば、当時の政党政治のある面において、政略的な考えであつたと思えないのであります。いづれにしても、松阪から櫻井を通じ、大阪に行くということは、三重縣の商工業、水産、産業の中心である松阪附近と、大阪とを直結する最短路線であつて、非常に重要な路線である。これが幸い全通されれば、この路線は相当黒字の出る路線である。しかるに途中でどまつておりますために、今は幾分赤字になつておる。ところが今度奥津から櫻井に行くことになれば、約五十キロほどであると思ひますが、その間奈良縣地帯においては、あるいは水銀鉱、あるいは亜炭鉱、あるいは吉野の材産物、その他農産物等、無盡蔵の産物があるのであります。ただいま輸送難のため、これが発掘運搬に重大な支障を來して、あた

○岡村委員長代理 日程第二九、奥津、櫻井間鉄道路敷設の請願、文書表番号一〇八七号を議題といたします。紹介議員の説明を求めます。松本一郎君。

四十七キロは、名松線として今開設されておりますが、大正の末に松阪から櫻井に出、しこうして大阪に出る櫻井線として設計考案されたのであります。ところが、昭和三年に着工されましたときは、櫻井へ行く計画が途中で松阪から名張に行く計画となつて、名松線と改められたのであります。そして松阪からただいまの奥津まで約四十七キロほどの路線が昭和十年に開通をいたしました。しかしながら名張は、昭和七年に大阪、松阪、山田の近畿日本鐵道が敷設されましたので、その必要がなくなつて奥津とめになつて、昭和十年から工事は中止になつて

○松本(一)委員 松阪から奥津まで約四十七キロは、名松線として今開設されておりますが、大正の末に松阪から櫻井に出、しこうして大阪に出る櫻井線として設計考案されたのであります。ところが、昭和三年に着工されましたときは、櫻井へ行く計画が途中で松阪から名張に行く計画となつて、名松線と改められたのであります。そして松阪からただいまの奥津まで約四十七キロほどの路線が昭和十年に開通をいたしました。しかしながら名張は、昭和七年に大阪、松阪、山田の近畿日本鐵道が敷設されましたので、その必要がなくなつて奥津とめになつて、昭和十年から工事は中止になつて

で櫻井線が名松線にかつたかといえ

○藤井説明員 ただいまの御請願の奥津、櫻井間は、延長が五十キロ五分でございまして、そのうち奥津と太郎生間約六キロが予定線に該當いたし、太

間約六キロが予定線に該當いたし、太

郎生、櫻井間は予定線にはなつておりませんけれども、沿線には農林物資が相当豊富でございます。経過地はおおむね山間部に属しておりますので、地勢急峻な箇所が多く、途中二キロほどの隧道が二箇所所見込みであり、橋梁も三十数箇所ありまして、相当の難工事が予想されます。その建設費もたゞいま三十四、五億要する見込みでございます。この着工に關しましては、皆様御承知の通り、鉄道もたゞいま財政難でございますして、早急に着手することは不可能でございますけれども、当局としては十分調査を進めて行きたい。かように存じておりますから、御承願いたします。

○岡村委員長代理 次は請願第一〇、油津港に臨港鉄道敷設促進の請願、田中不破三君外五名紹介、文書表第三〇三号を議題といたします。紹介議員が来ておりませんので、關谷委員に説明していただきます。

○關谷委員 本請願の要旨を申し上げます。宮崎縣南那珂郡油津港は、目下修築工事実施中でありまして、これが完成のあかつきには、該港は縣南における産業開発の拠点となりますが、港湾の生命ともいふべき臨港鉄道の敷設がなければ、荷役作業を阻害することになります。産業界に影響するところが多いのであります。ついてはすみやかに該港に臨港鉄道を敷設されたいというのであります。当局の御説明並びに委員各位の御賛同を得たいと思ひます。

○藤井説明員 本港は、たゞいまもお話しがございましたように、南九州の商港並びに漁港といたしまして、その重

要性は十分認めておりますが、建設工事は目下全面的に中止いたしておる現狀でございます。当局といたしましては、わが國の現在の経済の事情から、さしたる臨港鉄道を急遽に敷設いたすことは困難と思はれますが、本件は第一回及び第二回の國會において本院で請願が採択になつておりますから、今後慎重に研究を進めて行きたいと存じます。

○岡村委員長代理 次は第四五号、小長井村大字長里に停車場設置の請願、坪内八郎君紹介、文書表第三一三号を議題といたします。紹介議員坪内八郎君の紹介を求めます。

○坪内八郎君 この紹介の件につきましては、私どもの先輩長崎縣選出代議士故本田英作代議士が相当力を入れて、ある程度の了解を求めておつた、また得ておつたというのを承つておつたのであります。突然昨年本田英作代議士がなくなつたために、その後交渉が絶えておるような状態でありまして、そこで本田英作氏の黨に報いるためにも、どうしてもこの請願を採択していただき、かつ実現方を願ひたいために、私が再び紹介議員として、皆様に御審議をしていただくことになつたわけでありまして、簡単にその理由を御説明申し上げます。

大字長里は小長井村の一部として、東西十四キロ、南北八キロ、面積百平方キロの扇形をなす廣大な村の面積の約二分の一を占め、その西部に位置し、前に有明海、後に多良岳を控えて、人口及び戸数ともそれ〴〵村の約五割、三千数百人及び六百五十戸を有し、長里の中央部に集中しております。

す。地形的には小長井駅は村のほぼ中央部にありますが、東西十四キロという廣大な村でありますので、長里の中央から駅までほとんど四キロ以上の距離を隔てております。従つて長里が交通上最も不便を痛感しておりますのは、当然といわざるを得ません。交通の不便は、その土地の産業発達、その他の事柄に直接、間接に多大の影響を及ぼすことはいうに及びません。長里は前後に山と海を控へ、中央に廣大な平地を持ちながら、他地方に比して産業の不振であることを考えますときに、その根本的要素が、実に交通不便によるところ大であると考へますので、産業上の理由からこの請願をいたした次第であります。

以上のような詳しい請願が出ておるのであります。時間の關係上申し上げるのは省略いたします。ただこの小長井村大字長里という所に、小長井駅との中間に停車場をつくつていただきたいというのは、まことに多年の地元民の要望であります。この小長井村というのには、町制を実施してもいいが、まだその手続をしていないというくらい、相當大きな村でございますから、十分研究していただきまして、一日もすみやかにこの請願の趣旨に沿うような、とりはからいをしていただきたいと念願する次第でございます。簡単に申し上げますが、御説明申し上げます。

○岡村委員長代理 これは後ほど答弁していただきます。

○岡村委員長代理 日程第四一、長崎始発東京行準急列車を急行列車に切替の請願、坪内八郎君外八名紹介、文書表第四八二号を議題といたします。紹介議員坪内八郎君の御説明を願ひます。

○坪内八郎君 簡単に御説明申し上げます。これは御承知のごとく、長崎には現在準急が通つておるのでございまして、この準急を急行にしたいと願ひたいという請願であります。この請願は権威ある縣議會においても議決されておりますし、さらにまた長崎市の市議會並びに五市長會議においても、これが取上げられまして、猛烈なる運動が行われておつたわけでありまして、先般の新聞紙上によりまして、八月のダイヤ改正の際に必ず準急を急行に切りかえるという発表が出ておつたし、私たちもほつといたしておるわけでありまして、この機会に——今日は政府委員が見えてないというのであります。が、大体これは急行に切りかえるのだらうというふうに考へておりますけれども、皆さんの御賛同を得て、ぜひともこれを急行に切りかえていただきたい。御承知のごとく、長崎は文化発祥の地でありまして、戦時中あるいはその前におきましては急行富士も通つたところでございます。その後いろいろ客觀的な諸情勢から、準急に切りかえておられる。私が個人的に先般小西運輸局長とお会いしましたときに、これは八月からやる。また坂田政務次官その他にも非常に協力していただきまして、やるという話があつたのでありますけれども、まだその実現を見ないわけでありまして、何でも運輸省の方で心配なさるのには、これが独立採算上、急行になると採算がとれないの

じやないかというやうな一部の懸念と、さらにまた急行をすかない一部の地元民の、ちよつとした反対があるというところを承つておりますけれども、その後私が調査したところによると、さうな採算制に支障を來すというやうなことはない。かえつて客が多くなるといふやうな科学的な調査もあるものであります。さらに地元の一部の意見を聞きますと、それは單なる一部の商業上の關係から、反対をしたというやうなことはありますけれども、これは長崎縣民こそつてこのことを要望しておる次第であります。さらにまた私も縣選出議員全部が、政党政派を超越してこの請願を熱望しておる次第でございますので、各委員諸公におかれまして、十分御審議の上、これが実現に御協力くださらんことをお願いいたします。

○岡村委員長代理 この件に關しては、政府委員の出席がありませんので、答弁は後ほどすることにいたします。

○岡村委員長代理 日程一四、内海線全通の請願、田中不破三君外五名紹介、文書表三三三号を議題といたします。紹介議員が出席がないので、關谷議員から説明していただきます。

○關谷委員 本請願の要旨は宮崎縣南那珂郡は無盡蔵の木材と豊富な水産物に富むが、これが集散港である油津港と宮崎市との間に民営自動車運行があるばかりで、縣下の産業の発展に多大の支障を來している。ついては内海線の全通を、促進されたいというのであります。政府当局の御説明と委員各位の御賛同を得たいと存じます。

○藤井説明員 お答えいたします。ただいま御請願の内海線は、資源の開発並びに運輸系絡上の意味合いから、第五十一議会に建設費予算に計上された線路でございます。お話の通り沿線は林産物、海産物等の資源が豊富でございます。現在志布志、北郷間は開業いたしました。北郷、鶴戸神宮間は線路の設計を了しておりますが、まだ工事には着手していませんのであります。当局といたしましては、建設工事は御承知のように目下全面的に中止しておる現狀でございますので、これに早急に着手することは、わが國經濟力にはばまれて困難でございますが、時期が好轉いたしますれば、具体化するようにより努力いたしたいと思っております。

○岡村委員長代理 次は第二三、荒海、滝の原間鉄道敷設促進の請願、菅家喜六君紹介、文書表第三六三号を議題といたします。紹介議員の出席がありませんので、關谷君にかわつて紹介していただきます。

○關谷委員 本請願の要旨は、福島縣南会津郡は森林及び地下資源豊富で、これが開発のため、会津田島から滝の原を経て栃木縣今市に至る鉄道の敷設を計画し、昭和二十二年十二月に会津田島駅と荒海駅間は開通されたが、滝の原まで路盤工事を完成したままで戦争のため中止となつた。該路線の沿線地帯は鬱蒼とした大森林と有望な鉄脈を有するので、資源開発のためすみやかに荒海、滝の原間に鉄道を敷設されたいというのであります。当局の御説明と委員各位の御賛同を得たいと思ひます。

○藤井説明員 ただいま御請願の荒

海、滝の原間は、その延長が八キロであります。お話のごとく路盤工事が竣工いたしておりますので、実は予算、資材が許せば、昨年あたり開業いたすはずでございましたが、資金、資材面において、はばまれまして、路盤工事ができ上つたままになつておるといふような状態でございます。はなはだ残念でございますが、事情が好轉いたしますれば、まつ先に取上げて開業の運びに持つて行きたい。かように存じております。

○岡村委員長代理 ではこれにてしばらく休憩いたします。

午後零時十八分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十四年八月六日印刷

昭和二十四年八月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局